

## 平成 28 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

### 1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 信 夫 班 長 兼 副 主 幹 加 藤 潤  
主 事 須 田 拓 也

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐 藤 正 之	市 民 課 長	渋 谷 憲 夫
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子
農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之	観 光 課 長	佐 藤 均
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	学 校 教 育 課 長	木 谷 玲 子
文 化 財 保 護 課 長	齋 藤 一 樹	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	岩 井 敏 一

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

平成28年3月4日（金日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は選挙管理委員長にも御出席をいただいております。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより通告外の質問は認めておりませんので注意してください。順番に発言を許します。

はじめに、3番佐々木雄太議員の一般質問を許します。はい、3番。

【3番（佐々木雄太君）登壇】

●3番（佐々木雄太君） おはようございます。本日トップバッターの一般質問となります。

早速ですが一般質問に入らせていただきます。

今回は、大きく一つのテーマに絞りまして質問をさせていただきます。改正公職選挙法の施行に伴うにかほ市の対応についてであります。

今年6月の改正公職選挙法施行で、選挙権年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。世界的には選挙権年齢は18歳が一般的で、日本が国際基準に追いつく形となります。

初の適用は、今夏の参議院選挙と見込まれており、全国で約240万人が新たに有権者に加わるようでございます。現在は人口割合の増えた高齢者向けの政策が優先され、シルバー民主主義とも言われておりますが、社会保障や安全保障など日本の未来を決めなければならないのは若者たち自身です。そのためにも、もっと若者を政治参加させる社会に変えなければなりませんし、今般の改正公職選挙法18歳以上への選挙権引き下げは、若者の声が政治に、より反映されやすくなり、政治のバランスを考え直す上でも重要と考えます。今週月曜日の3月1日に私の母校である秋田県立新屋高等学校の卒業式へ出席してまいりました。今年で第30期198名の卒業生に対する校長先生の式辞の中でも、この選挙権年齢が引き下げられることに触れられ、また、卒業生代表の答辞の中でも、新たに

選挙権が与えられることに対し、社会の一員として責任を果たしていく、力強い誓いの言葉を述べていました。いよいよ改正公職選挙法施行に向けて、当事者の気運も高まってきているのだと感じて聞いておりました。

それでは、以下の五つの点について御質問いたします。

(1)にかほ市内で18歳以上20歳未満で新たに有権者となる対象者は何名ですか。

(2)新たに有権者となる方々への投票参加促進に向けた、にかほ市独自の対策は行っているのか伺います。

(3)秋田県選挙管理委員会では、県内の高校や大学に期日前投票所の設置を検討するように各市町村選挙管理委員会に通達されていますが、にかほ市の意向を伺います。

(4)制度改正では、自治体の判断で期日前投票所の投票時間を延長（最長ならば午前6時から午後10時まで）を可能としていますが、にかほ市の意向を伺います。

この制度改正の動きについてですね、これ、今現在、政府から提出はされていますが、まだ委員会付託になっていない段階でございまして、私のこの表記だと、ちょっと誤解を招いてしまう可能性がありますので、あらかじめ申し添えておきますが、しかし、国会ではこのような動きがあることを踏まえて市の意向を伺います。

次に、(5)小・中学校の教育において主権者教育の取り組みについてお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。

それでは、佐々木雄太議員の御質問にお答えをいたしますが、私に対する質問については、岩井選挙管理委員会委員長が今日出席しておりますので、答弁をさせたいと思います。

●議長（菊地衛君） 岩井選挙管理委員会委員長。

【選挙管理委員会委員長（岩井敏一君）登壇】

●選挙管理委員会委員長（岩井敏一君） 久しぶりに議場に入りまして、大変緊張しておりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

佐々木議員の質問にお答えします。

最初の18歳以上20歳未満で新たに有権者となる対象者についてであります。平成28年7月に行われる予定の参議院選挙の投票日を7月10日ということに設定した場合、選挙時登録での改正に基づきまして新たに名簿登録の対象となる18歳から20歳までの新有権者は約500名と見込んでおります。

次の質問ですが、にかほ市選挙管理委員会の独自の取り組みではありませんけれども、県の選挙管理委員会と共同で選挙啓発の出前講座と模擬投票を仁賀保高校で昨年の12月21日に実施しております。模擬投票は、「消費税増税の可否」というテーマでありまして、2人の仮の候補者が演説をして、その内容に基づいて候補者へ1票を投じるというようなものでして、参加した生徒からは、実際の選挙のときには是非投票に行きたいというような感想がありました。

また、由利本荘市でも昨年の10月に県との共同により、由利工業高校や本荘高校をはじめとして矢島高校、西目高校などでも同様の内容で行われております。

このような活動が選挙への積極的な参加につながることを期待しております。

にかほ市独自の対策としましては、将来の有権者への選挙啓発事業として、教育委員会の理解と協力を得ながら昨年6月から市内の小・中学校の授業とか児童会や生徒会の選挙において活用していただくために、実際の投票箱や記載台を利用していただくために選挙備品の貸出制度を始めております。これまで利用していただいた学校は、仁賀保中学校1校のみでありますけれども、今後も教育委員会と連携して主権者教育の充実に努めたいと思っております。

(3)の県の選挙管理委員会が県内の高校や大学に期日前の投票所の設置を検討するよう通達されているかということについてであります。これは熊本県大津町の選挙管理委員会が、参議院選挙において一日限定の期日前投票所を町内にある県立高校2校に設置することをいち早く決めたという報道を受けまして、県の選挙管理委員会から県内の市町村の選挙管理委員会に対して高校への期日前投票所の設置を検討するよう通知が来ております。

これを受けまして、にかほ市の選挙管理委員会では委員会を開催して、どうすべきかというようなことを検討いたしました。結果として、一つは仁賀保高校へ在籍するにかほ市の有権者は3年生の4月2日から7月11日までの3ヵ月間に生まれた生徒で、その総数は20人程度であることから、期日前投票所を設置しても、その効果は極めて限定的であること、二つ目に、高校の立地条件からして、生徒以外の市民の利用は多くを望めないこと、三つ目として、有権者20人のためだけに特定の期日前投票所を設けることは、ほかの市民との不平等感がいじめないということ、四つ目に、仁賀保高校と協議しておりますが、高校側としては不特定の方が当然のように敷地内に入出入りするということに不安があるというような意見がありました。これらのことから総合的に検討した結果、選挙管理委員会としては、仁賀保高校への期日前投票所を見送ることにいたしました。

また、参考までに、県内のほかの市の状況を申し上げますと、現在検討中というのが5市であります。残る7市は未定である、または予定はないということであり、高校への期日前投票所を決めたという選挙管理委員会はございません。ただ、大学への設置につきましては、前向きに検討しているような状況であります。

なお、高校への選挙啓発につきましては、高校を通して期日前投票や当日投票等を含めた選挙の周知するためのチラシを由利本荘市と共同で作成して、由利本荘市内の高校と仁賀保高校の生徒に配付することを検討しております。

最後の期日前投票所の投票時間を午後10時までということについてであります。にかほ市の期日前投票の時間別投票者数について申し上げますと、これは平成26年12月の衆議院選挙における期日前投票数でございますが、総数が8,447人で、そのうちの97%に当たる8,217人が午後7時までに投票を行っておりまして、午後7時から8時までの1時間については、2.7%に当たる230人でした。一日平均にしますと午後7時までは747人、午後7時から8時までは21人というようなことで、午後7時を過ぎると極端に投票者数は減少しております。

また、平日の市内の人通りの状況を見ましても、午後7時以降は人影もなくて大変寂しい状況であります。午後10時までの期日前投票所の開閉時間の延長は、現在、国会で審議中でありまして成立はしていませんが、多くの市民が投票時間の延長を望む意向であれば、委員会として検討する必

要があると思いますけれども、にかほ市にとってはなじまない投票時間であると思っております。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木雄太議員の小・中学校の主権者教育の取り組みについてお答えいたします。

はじめに申し上げますが、現行の学習指導要領では、「主権者教育」という文言はまだ使用されておりません。学校における政治や選挙等に関する教育は、小学校6年生、そして中学校の公民的な分野で学習することになっています。例えば、6年生では自治体の議会の仕組みや予算について勉強します。そして、国会の働きや国民主権の内容についても勉強しております。中学校では、日本国憲法の意義、そして民主政治の仕組み、それらを学習しております。

子供たちが政治に関心を持ち、主体的に選挙権を行使できるように、現行指導要領のもとで選挙制度に関する正確な知識を身につけさせ、社会科の学習内容に充実を図りながら、実生活の中で模擬選挙を実施したり討論会等で、どの主張に賛同するかを議論し合ったりして、自分で考えて判断する経験を増やしていかなければならないと考えています。ただ、指導に当たっては、教育の政治的中立性を損なわれないように、幅広い情報を集めて検討させ、子供たちが自らの考えを持ち、客観的に分析し、論理的に施行する力を身につけさせていくことが大切だろうと考えております。そして、児童会活動や生徒会活動等は、実践を積む上ではとてもよい場面であります。そのような機会を生かし、よりよい社会の形成者としての資質、能力を養うように各校に取り計らってまいりたいと思います。

主権者教育に果たす役割が大きいのは、学校現場はそのとおりですが、学校現場ばかりではないと思います。最も大きいのは家庭であります。子供たちと一緒に政治について考え、ニュースを話題にしたり、地域のことを話したりすることが大切だろうと考えております。ただ、保護者を含め大人の私たちが政治教育に過度に敏感になってはいけなような感じがします。機会あるごとに政治や政策等について、子供たちに分かりやすく語りかけていくと、そのことが今行われる新たな試みを見守っていくことにつながるものだというふうに考えております。いずれ政治に関心を持つように教育現場でも頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

●議長（菊地衛君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

ただいま御答弁をいただきました(1)に関してはですね、18歳以上20歳未満で新たに有権者となる対象人数500人ということでした。ちなみに秋田県内全体では約1万8,000人余りが新たに有権者に加わるということで、計算しますと500人ということですから、約2.8%がにかほ市における対象者になるということになるかと思えます。

(2)の新たに有権者となる方々への投票参加促進に向けたにかほ市独自の対策はということなんですけれども、るる今、選挙管理委員長からも御指摘ありました。今後は由利本荘市の選挙管理委員会と共同でチラシ作成などを行って啓発に努めたいということだったんですけれども、その点に

に関して、ちょっとですね、中身までは今申し上げなくても結構なんですけれども、要望というか、これはお願いなんですけれどもですね、この今回の改正公職選挙法のポイントはですね、投票できる年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられることだけでなくですね、選挙運動ができる年齢も、これまた20歳以上から18歳以上に引き下げられるわけでありまして。となるとですね、やはりこの連座制の対象となる買収などの選挙犯罪、少年法が適用される18歳以上20歳未満の者であっても刑事責任を問われる可能性があるということになってくるわけでございます。にかほ市の選挙管理委員会でも投票促進の一貫で、先ほど由利本荘市と一緒にビラを作成するということがあったので、ぜひですね、その選挙運動におけるルールというものをですね明確に明記、分かりやすく明記していただいて周知をしていただけるような、そんな取り組みをぜひやっていただきたいというふうに思います。というのは、これ、ものすごく重要なことでありまして、今、若い世代はですねラインやフェイスブックといった、そういったSNSがコミュニケーションツールの一つの大きな要因を、ウエイトを占めているわけでございます。この人を何とか当選させたいという熱い思いで大勢の人に投票を呼びかけたり、依頼をしたりということが、電子メールではこれ禁止になっています。こういうことを本人は気づかずに選挙違反を犯してしまうということ自体を、どうしても避けなければいけないというふうに考えています。もうちょっとこの内容に関して詳しく言うとならぬ、先ほどフェイスブックやラインといったSNSのコミュニケーションツールという話もしましたが、例えば選挙運動の中でやってもいいこと、やっちゃいけないことということは、詳しい内容はですね、例えば自分で選挙運動メッセージを掲示板やブログに書き込む、これはオッケーなんです。選挙運動メッセージをSNSなどで広める。広めるというのは、シェアしたり、ツイートしたりということですね。これはオッケーなんです。選挙運動の様子を動画で撮影して、これをサイトに投稿すると。これもオッケーなんです。ところが、やってはいけないということはですね、例えば有権者が電子メールを利用して選挙運動をする、これ違反です。ところが、候補者だったり政党は、これ認められているんです。それから、選挙運動用のホームページや電子メールなどを印刷して配布すること、これも禁止です。これは御存じのことかと思いますが、選挙運動期間中、これは告示日から投票日の前日までがこれ、選挙運動期間中となりますけれども、その選期間中以外に選挙運動をすること、これも当然禁止でございます。こういった詳しいところのですね明記をきちんとしていただかないと、ネット選挙解禁後、やはり若者向け、特に今回は18歳以上まで引き下げられますので、彼らに対して十分な周知を徹底していただきたいなというふうに思います。

先立って秋田市の選挙管理委員会では、高校生に投票を呼びかけるリーフレットを作成して配布しているようで、その中でも、このインターネット選挙による選挙運動の注意点なども記載しているようでありますので、由利本荘市と今、共同でチラシを配布するということがあったので、何とかこの点、考慮していただきたいなというふうに思います。

そして教育長、これに関してはですね主権者教育——主権者教育という言葉は今、学習指導要領の中では使っていないというふうなことだったですけれども、この主権者教育という中身でもこれ、かかわってくるのかと思います。選挙違反の中身がどういうものであるか、先ほど言ったように何ができて何ができないのかということを確認して示してですね、それに関する知識を十分に習得さ

せることも選挙参加促進の取り組みのうちの一つかと思っておりますので、ぜひその点を選挙管理委員長から一言いただきたいなというふうに思います。

それから、(3)で質問しました高校や大学への期日前投票所の設置ということでございます。私があえてこの質問をしたのは、高校への期日前投票所の設置に関して、私は必ずしもにかほ市でも設置してくださいという意味合いで質問したわけではございませんで、先ほど選挙管理委員長からもありましたけれども、秋田県内の各市町村の選挙管理委員会の方に私もヒアリングを行いました、いろいろ事前に調査行いました。やはり今、選挙管理委員長おっしゃるように投票者を確認するための例えばネットワーク構築費、人件費がですね、が問題だと。一方で、先ほど話出ましたけれども、付近住民も投票できるようになるため、やはり授業中に不特定多数の方が高校に出入りするということは、ちょっとその対策が必要になってくると。そして、これはにかほ市において一番ウエイトを占める部分であると私も思ってたんですけども、やはり有権者となる対象人数が少なく、学校で実施してもその効果はやはり小さいなというふうなことの声もあるようでした。

しかし、これもまた選挙管理委員長のお口から出た事例として、その熊本県での事例で、県の選挙管理委員会の呼びかけに応じて大津町では町内の県立高校2校に期日前投票所を設置するという事で、これも私、実際に熊本県の選挙管理委員会、それから大津町の選挙管理委員会に問い合わせまして、いろいろヒアリングを行いましてお話を聞きました。この2校には、当然、大津町外からも通っている生徒がいらっしゃるということで、期日前投票所だけでなくですね、実は町外から通うその生徒も利用できるように不在者投票所も設置するという事でした。改めてこの期日前投票所の設置となった経緯を伺ってみたところ、大津町ではここ近年、人口は増加傾向にあるようです。大変喜ばしいことなんですけれども、それと反比例するかのよう投票率は、ものすごい低いということでした。特に20代から40代の選挙権年齢の投票率が低い傾向にあるようでございましたけれども、今回新たに選挙権が与えられる18歳以上、高校生の投票促進を促すことで家庭内においても両親、または家族で選挙について、あるいは政治について議論する場が設けられて、もともとその投票率が低かった親御さん世代、30代、40代、50代ですか、の投票率も伸していこうという狙いがあったようでございました。

また、お隣の由利本荘市では、県立大学の本荘キャンパスに期日前投票所を設置するという方針を決めております。大学生と言いますと、1年生からその18歳以上の対象になりますので、若者の投票率向上をという観点からは、ものすごく大きな期待をするものであります。

ちなみに、秋田県立大学の本荘キャンパスには、学部生と大学院生、合わせて1,100人ほど今現在通っているようでございまして、にかほ市からは約22名通っているそうです。

さきの統一地方選挙では、調べてみましたら全国12の大学において期日前投票所の取り組みが行われているようでございまして、期日前投票所を設置するだけでなく、学生を投票事務に起用したり、また、選挙コンシェルジュに任命いたしまして学生自身が学内で投票を呼びかけたり、そういった取り組みも行っている大学もあるようでございました。この県立大学本荘キャンパスでの期日前投票所の設置というのは、大きな動き、私、大きく評価したいものだなというふうに思います。

それから、(4)の期日前投票所の時間延長について、これは先ほども申し上げましたけれども、ま

だ政府の方からは提出されただけで、まだ委員会付託にはなっていないものでございます。この制度改正のポイントのもう一つの内容に関しては、投票所に連れていく子供を18歳未満に拡大するという内容も盛り込まれているようでございます。これもまた小さいころから親に連れられて投票所に行くというの、子供ながらに意味は分かっているけれども小さいころから選挙の投票所の雰囲気を感じるという意味では、非常に大事なことかなというふうに思います。

(3)、(4)に関しては御答弁は結構でございますけれども、今後こうした国の方向性、動きというものに注視しながら、引き続き投票率アップの施策を練っていただきたいなというふうに思います。

にかほ市は投票率、いい方だと私も十分承知しておりますけれども、しかし、ほかと比べて投票率がいいからといって、これで満足することなくですね、こういったほかの選挙管理委員会での取り組みも十分参考にしながら、今後も投票率向上に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、教育長へお伺いしました主権者教育であります。先ほども言いましたように、学習指導要領では主権者教育という言葉はまだ使っていないということですが、私はあえて主権者教育という言葉を使わせていただきますけれども、一言で主権者教育と言ってもですね、余りにも幅が広すぎて、とてもこの1時間の中では語り尽くせないような内容だとは思いますが、しかしながら、私この主権者教育というのは、非常にとても重要なことだと捉えております。高校生に対するその主権者教育ということは、よく話題に上がるのですが、高校の段階から主権者教育やっているのでは、私はおそいと思います。やっぱり小学校、中学校のころから、ずっと主権者教育を行って、小・中・高を一つのホップ・ステップ・ジャンプと、そういうふうな流れをきちんとつくっていくことが必要ではないかなというふうに考えています。これ、私が大学生のときにですけども、私、法学部政治学科だったので、政治過程論という講義の中で教授が話していたことが、ものすごく今でも印象に残っているんですけども、例えばお小遣いを決めるといったときには、一種の家庭内の政治なんですね。力関係によって額が変わったりするわけですよ。母親が総理大臣兼財務大臣という家庭が多いのかもしれないけれども、そういうものが、ある意味いろんなところで物事を決めるときには、誰が権限を持っていて、どのような話し合いで決められていくのかというプロセス、これ全て政治なんですね。だから政治という用語を聞くと、皆さん、ブラックなイメージがあったり、それから煙たがったりしますけれども、実は身近な生活の中でも見えていませんけれども政治というのは行っているんです、ということなんですね、教授がおっしゃりたいことは、いろんな物事を決めていくときに、自分の声がどう政治につながっていくのか、社会の中でそういったものでたとえれば、例えば税金がどう使われているか、そういうことは理解できるような小学校、中学校の発達段階に応じたその主権者教育というものを行っていく中で、最終的には選挙年齢に達する高校生の段階では、例えば安保法制はどうだとか、TPPはどうだとか、そういった議論の場のステップにつなげていくと。そういうためにも小学校、中学校での主権者教育というものは、非常に重要なことと私思うんですけども、この点について教育長にお伺いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、岩井選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員会委員長（岩井敏一君） （2）の選挙啓発のチラシということの件ですけれども、秋田市では今おっしゃったとおりリーフレットの配布というものを、もうやっておるようでございます。うちの方は、これから内容等検討しまして作成ということになりますけれども、秋田市のリーフレットを参考にしたり、いろいろなそういう国からのそういう何というか犯罪とかなんかってならないような内容に検討して、それを盛り込んで印刷して配布したいというふうにして、きのうおつといあたりで由利本荘市の方ともまた話して、ぜひやろうというようなことになっているようですので、そこら辺のいろいろあるところを参考にしながら作って発送してまいりたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） まず、学校の責務ということ考えたときに、それは学力向上もそうですが、まず、地域に貢献できる人材を育てることが、これも一つの役目であります。じゃあ地域に貢献できるというのは、地域で何が行われて、そして何が特徴的で、そして何が問題なのかということに分らなければ地域には貢献できません。じゃあそういう課題意識を、やはり政治的な分野からじゃなくて、今、佐々木議員が言ったように、やはり日ごろの生活の中からそういう課題意識を持たさなきゃいけない、その素地をつくるために学校教育の中では、先ほど言ったように、児童会とか生徒会で、つまり、自分たちの学校で今何が問題なのかと、例えばいじめがあった場合、やはりいじめを何としてなくさなきゃいけないか、これは教師側からのいじめをなくすると、だめだぞ、やっつけばだめだとか、そういう指導じゃなくて、自分たちでいじめをなくすには何とすればいいかと。生徒会中心、児童会中心に考える。いや最近、とても学校内が汚いと。そうすれば清掃する、きれいにするためにはどうすればいいかと。清掃担当からきれいにしろと怒られる前に、自分たちで何とすればいいかと。じゃあ隅々までを低学年、高学年関係なく縦割りの組をつくりながら、まず汚いところを見つけながらしていこうとか、そういうふうにやはり児童会とか生徒会で、まず自分たちの学校の中で問題になったことを自分たちで解決しようと、そういう意識を持つことが、それ実際に今やっています。そして、今の先生方は、私たちは、昔と違って、まずやれじゃなくて、まず、子供たちに考えさせて、失敗は当然その中に出てきます。やっているうちに。でも、その失敗を私たちは目を閉じながら、見つめながら、失敗してもまず取り上げていく。そして自分たちでやった、どこが悪かったのか、じゃあやったときは褒めてやる、そういうところをやっぱり日常生活の中で課題意識を持たせることが、まず学校現場では必要なことだと思います。それが佐々木議員が言ったように、そういうものにつながっていくと思います。

それからもう一つは、家庭です。やっぱり、佐々木議員も言ったように。小遣いもそうですが、まず家庭の中で、まず自分の子供なりそういうものを、例えば7時からはずNHKのテレビを見て、政治、今どうなっているかと、政治じゃなくても、あつ今こういうことやってんのかとか、ああそうかとか、そういうふうな話題をやはり子供と一緒にやることによって、政治もいろんなものにも興味関心が出る。ところが、今の実生活の中では、やはり親と子供が実際にテレビ見ながら、または政治的ないろんな社会的なことを話す時間がない、そういうこともあります。でもそれをやっぱり地域を通しながら、学校現場とやっぱりお互いに、なるべくまず子供とそういうふうにして、そして政治そのものよりも、もっともっと世の中について話していこうと、そういうことをやっぱ

り積み重ねていくことが、そういう佐々木議員が言っている、そういう意識、政治的なものにつながっていくんじゃないかと。つまり、小・中学校から余りにもその政治的なそういうものでなくて、もっともっと日常的なもの、そして今やられているにかほ市のそういうものに目をつけながら、そしてどんどんそういう力をつけながら主権そのものに目覚めていくように私たちは努力していきたいと思います。そして、若い人方が政治に興味を持ちながら、そして政治家になるように、そういう意味でも努力に努めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 主権者教育について、しつこいようですけれども、今現在ですねNPO法人でユースクリエイトという団体がありまして、その代表理事であります原田謙介さんという方がいらっしゃいます。彼は、若者はなぜ投票に行かないのか、あるいは、若者がもっと政治にかかわるにはどうしたらいいのかということ若者の立場で何かできないかという活動を学生のころから行っておりまして、今はNPO法人ユースクリエイトを立ち上げて活動されている方ですけれども、実は秋田青年会議所の昨年3月例会で講師として原田謙介さんをお呼びしまして御講演いただいたという経緯もございまして、彼はですね参議院での政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会へ参考人招致された時も、私は個人的に親近感を覚えながら参議院の委員会を傍聴していたんですけれども、原田さんはその参議院の委員会の中で、こういうふうに訴えています。下から目線で若者の力を社会に生かすための選挙権年齢引き下げをとという点を訴えてらっしゃいました。過去の歴史をひもときますと、私が偉そうなことを言えるわけではございませんけれども、男子の普通選挙が公布されたのが1925年、大正14年でありました。ただし、この時はまだ婦人参政権は与えられておらず、全国的に全人口に対する有権者数も20%にしか過ぎませんでした。男女ともに普通選挙が施行されたのが1945年、昭和20年の改正の時でした。この改正で選挙権年齢が今の25歳以上から20歳以上に引き下げられたわけでございます。これらはいわゆる国民側からその参政権だとか政治に参画したいんだという強いムーブメントが起こって過去にその参政権、それから普通選挙の歴史があるわけでございますけれども、このたび70年ぶりにその選挙年齢の引き下げが行われるわけでございますけれども、今回の引き下げというのは、どちらかというと若者からそういう声が上がってきたというのは、ちょっと薄いのかなというふうに感じています。もちろん選挙権年齢引き下げのべきだという声が出ていたのも当然あったのは事実でありますけれども、要は上から目線で選挙、18歳選挙権が押しつけられるのではなくて、そういうふうに思ってしまう若者がいないかということです。端的な例で言いますけれども、これはあくまでも端的な例ですけれども、18歳、19歳で選挙権をあげるんだと。権利はせつかくあげたんだから、当然選挙に行くべきだというふうなことには、絶対にしてはいけないと思うんです。教育長、何度もおっしゃるように、その家庭教育の中におけるその主権者教育というのは、ものすごくウエイトを占めるものだと私も思っています。よく考えずに投票したり、あるいは有名人ばかりに投票をしてしまうというふうな結果になっては、いけないと思います。これは18歳、19歳に限らず我々大人の立場でも、少なからずそういう傾向は見られるのかもしれませんが、だからこそ実践の伴った主権者教育を、きちんと学校教育の場でも行っていただきたいというふうに思います。自分の目を見て、資料なんかを集めて、

情報を集めて、自分の自由意思でしっかり判断していく。教育長も常日ごろからおっしゃっておられます生きる力というよりは生き抜く力でしょうか、まさしくこの投票率を上げるだけではなく、あるいは下げないようにすることだけではだめだと思います。投票の質をどう高めるか、自らの考え抜く判断力というものを、やはり小学校、中学校、強いては高校という段階で養っていく、そういう意味での体系的な主権者教育というものが重要と考えますけれども、改めてこの点について、もし教育長、何かございましたら御答弁をお願いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、短くお答えいたします。

何度も申し上げましたが、例えば先ほど出た文部科学省で昨年の10月に高校生が校外で行う政治活動は容認しても校内ではだめだというふうな通知出しましたね、都道府県に。ところが現場からは、そんなこと分からないというふうなことで、今、文部科学省は1月29日でQ&Aという一つの冊子を出して、都道府県に今配付しております。その中には今、佐々木議員が心配されたものが20問のクエスチョンと答えがあります。それが配付されていますから、各高等学校にはその冊子が配付され、具体的に進められていると思います。

あと終わりますが、結局その主権者教育そのものは小・中学校というふうな捉え方でなくて、やっぱり自分たちの市を、生まれたこのふるさとを、何とかして支えていこうとか、今の状態ではだめなんじゃないかとか、そういうところをやはり私がいつも言っているその人の心というんですか、心をやっぱり育てていく、それが投票率を上げるとか下げるとかでなくて、まず自分たちが今住んでいるそのにかほ市を何とか支えていこうと、この時代に、そういう気持ちを持たせることが必要なかと思うんです。そのことが政治に関心もあれば、またはいろんなことに関心も出てくるし、そのことをやはり私たちが教育者として、やっぱり地域というものを意識して、私は職員にいつも言ってる。私たちは県から、あなた方は県から給料をもらうのだけれども、ここに市立という意識を持ってくださいと。つまり、市のために何ができるかということ意識して教育してくださいとお願いしているんです。それはなぜかといいますと、市立です。市の税金のもとでやっている、経営されているんですから、それを意識して子供たちを育ててくださいと言ってますから、まず人の心を育てる、つまりにかほ市を支えていこうという心を、豊かな心を支えていくというふうな子供を育てていく、それを基本に頑張っていきたいと思います。

●3番（佐々木雄太君） 終わります。

●議長（菊地衛君） これで3番佐々木雄太議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩します。再開を10時55分といたします。

午前10時44分 休 憩

---

午前10時55分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。9番市川雄次議員の一般質問を許します。9番市川雄次議員。

【9番（市川雄次君）登壇】

●9番（市川雄次君） それでは、私の方から1点ですが、一般質問をさせていただきたいと思いません。

質問項目につきましては、タイトルにありますように市営住宅の入居資格と選考基準と入居状況についてということになります。

途中ちょっと漢字の間違いがありますので、朗読中に訂正をお願いしたいと思います。

公営住宅の入居条件は、おおむねどの自治体でも同じ内容の条例にて規定されております。これは公営住宅法に準拠しているためであり、しかもその内容は、自治体による裁量権を極めて狭くし、いずれの自治体も原則から外れないような内容であると一般的に考えられていることによると思われる。

ここでは、最近実際にあった事例から、現に住宅に困窮していることが明らかなものなどについて一般質問させていただきます。

現在の解釈では、よく言われるところの現に固定資産を有していることについて、極めて厳格に取り扱われ、いずれの見解も入り込む余地がないようであり、まさに聖域がごとく扱われております。

ちなみに、国土交通省住宅局は、そこで公表している公営住宅制度の概要（参考）はにおいて、4. 入居制度(2)について、入居者の選考（法25条第1項、令7条）入居の申し込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならぬとしています。つまり、この文言から、申込者数が応募戸数を超過している場合において、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより選考することになるといったことが分かります。さらに、政令で定める選考基準について見てみますと、公営住宅法施行令において、具体的に第7条第項1号、住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者。

第2号、他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者。

第3号、住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は——ここですが、風教上と直してください。風教上不適当な居住状態にある者。

第4号、正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者。（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

第5号、住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者。

第6号、前各号に該当するもののほか現に住宅に困窮していることが明らかな者の6点が示されています。

次に、上記の政令に定められた基準が市で適用されるためには、条例委任されていなければなら

ないことから、にかほ市市営住宅条例を見えます。

#### 入居者の資格

第6条、市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。）があること。

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ、又はウに掲げる金額を超えないこと。

アとイは朗読を省略しますが、ウを読みますが、ア及びイに掲げる場合——すいません、ア、イ、ウの朗読は省略します。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であるとあります。といったことが定められています。

市営住宅条例にある(3)現に住宅に困窮していることが明らかな者であることが定められているのは、公営住宅法施行令に基づいているからだと思います。

では、この(3)の現に住宅に困窮していることが明らかな者について、どうなっているのかについて、その内容をひもとくために具体的な選考基準であるにかほ市市営住宅条例の第9条、入居者の選考を見えますと、そこには第9条、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外のとありますが、ここについては先ほどの住宅施行令の中の文言と同じですので省略しますが、(6)だけ読みますが、前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者。

2項、市長は、第1項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3項、前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定するといった内容が定められております。

お分かりのように、入居資格を定めた第6条、入居選考を定めた第9条のどちらにも「現に住宅に困窮していることが明らかな者」という文言があるのですが、では具体的にどのような人が、ここでいう「現に住宅に困窮していることが明らかな者」とされるのか分かりません。私としては、第9条と第6条で言うところの「現に住宅に困窮していることが明らかな者」は同じものとして捉えることができると思いますが、では、当局はこの「現に住宅に困窮していることが明らかな者」をどのように解釈しているのでしょうか。仮にこのことへの解釈が明確でなければ、当然、条例を補完するための規則やそれに類するものが定められ、それによって運用されていなければならないと思います。そこで、以下の点について質問させていただきます。

(1) 第9条1項(1)～(6)の、それぞれの文言の詳細についてお伺いします。

(2) 第9条2項で言うところの「住宅に困窮する実情を調査」の具体的な調査内容と、それに基づく順序のつけ方についてお答えを求めます。

(3) 第6条(3)に言うところの「現に住宅に困窮していることが明らかな者」と第9条1項(6)で言う

ところの「現に住宅に困窮していることが明らかな者」との解釈の相違は何ですか。

(4)にかほ市の状況を確認したいと思います。次の①～④についてまとめてお答えいただきます。なお、いずれも平成27年1月から平成27年12月までの1年間で計算してください。

①市営住宅の応募戸数の総数。

②市営住宅への申請者数。

③②の申請者のうち、受付されなかった件数（非該当となった件数）。

④③について、申請が却下された具体的な理由（申請が非該当となった具体的な理由）。

以上です。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、市川議員の質問にお答えをいたしますが、各項目にわたっては担当の部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、私からお答えいたします。

にかほ市市営住宅条例第9条第1項の各号の文言の詳細についてお答えいたします。

この条文は、あくまでも入居者の選考基準でありますので、これ以上に明確な定めはございません。そこで、これまで市に申し込みのありました困窮理由を紹介させていただきます。

一つ目は、親世帯と兄世帯が同居しているところに、事情によりまして妹世帯が同居したことから、トイレや浴室、あるいは部屋数が足りないなどがありました。これは「第3号、住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者」に該当することになります。

二つ目として、借家やアパートなどの解体、売却等により立ち退きを要求され、次の住む場所がないなどがありました。これは「第4号、正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者」に該当することになります。

三つ目としまして、県外から転職によりにかほ市で働くことになったが、住む場所がないことや現在住んでいる借家やアパートなどの家賃が高いなどがありました。これは「第5号、住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者」に該当することになります。

四つ目として、離婚し、現在の住居を出なければならぬが、住む場所がないなどがありました。これは第1号から第5号までに該当するものがないため、「第6号、前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者」に該当することになります。

次に、にかほ市市営住宅条例第9条第2項に係る住宅に困窮する実情の調査の具体的な調査内容と、それに基づく順序のつけ方についてお答えいたします。

申し込みの際、本人の聞き取りのほか、入居申込書に關係書類を添付して審査をしております。關係書類とは、入居者全員の住民票謄本、所得証明書、納税証明書、住宅困窮事情を明らかにした書類等としております。

住宅困窮事情を明らかにした書類とは、現在、申請書様式に署名する欄がありますので、当該困窮理由を証明できる申請者以外の方から署名、押印をしていただいております。

順序のつけ方につきましては、国土交通省関係の通知によります高齢者世帯、母子世帯、父子世帯、生活保護対象者世帯、障害者世帯、DV被害者世帯、震災被災者世帯などは選考の優先としております。それ以外につきましては、ほぼ同等であったため、1戸の募集に2名以上の申請があった場合は、申請者全員立ち会いのもと、抽選で決定しております。

次に、にかほ市市営住宅条例第6条第1項第3号と第9条第1項第6号の「現に住宅に困窮していることが明らかな者」との解釈の相違についてお答えいたします。

第6条は、御存じのとおり入居者の資格の条文であります。市営住宅への入居資格は、第6条の各号の条件を具備するものでなければなりません。その中で第3号には、第9条第1項第1号から第6号までが全て含まれることとなります。

また、第9条は入居者の選考の条文であります。条文には、入居の申し込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えた場合とあります。つまり、市営住宅の応募戸数に対し申し込みが上回った場合、選考の基準を第1項の各号に記載しておるわけであります。

その第1号から第5号までの選考基準に当てはまらない住宅困窮理由があった場合は、第6号に該当させ、選考することとしております。

国土交通省住宅局の通知によりますと、第6条の入居者の資格について、公営住宅が真に住宅に困窮する低所得者に賃貸されるものであることにかんがみると、少なくとも住居可能な住宅を所有しながら公営住宅への入居を希望している者や住宅の取得が可能な程度の預金を保有している者については、原則として「現に住宅に困窮していることが明らかな者」には該当しないとあります。

なお、「現に住宅に困窮していることが明らかな者」に該当しないものの、居住の要をなさない程度に住宅が著しく老朽化し、かつ費用が不足するため、その建て替えが困難である場合や差し押さえ、正当な事由による立ち退き要求等により、その住宅に居住し続けることができなくなった場合は、「現に住宅に困窮していることが明らかな者」に該当し得ることを明確にしておく必要があるとあります。したがって、入居申込者は、自己所有の住宅の有無を確実に申告していただく必要があります。

次に、にかほ市市営住宅に係る市営住宅の平成27年1月から12月までの1年間の状況についてお答えいたします。

①の市営住宅の応募総数は、募集戸数延べ326戸に対しまして、延べ23件でありました。

②の市営住宅への申請者数は、応募総数と同じ意味合いでありますので、延べ23件となります。

③の②の申請のうち、受付されなかった件数は、つまりゼロとなります。ただし、申請前に入居希望者本人と直接入居について相談をしております。本人申告により明らかに所得オーバーで入居が不可能な方などには、申請をしていただいております。

次に、④の③についての申請が却下された具体的な理由についてでありますけれども、そのためゼロ件であります。ただし、市営住宅の申請受付後、審査の結果、不可となった件数が3件ありました。不可となった具体的な理由は、所得が基準を上回ったものが2件ありました。これは、にかほ市

市営住宅条例第6条第1項第2号ウに基づいたものであります。もう一件は、固定資産の納税義務者であったため、固定資産台帳記載事項証明書を提出してもらったところ、家屋もあり、所有者は父親名義でありました。申請者から聞き取りを行ったところ、名義人は既に亡くなっておりましたが、共有の相続権が発生していることから、家屋保有権利者とみなしました。これによりまして、これは国土交通省住宅局長通知に基づきまして、あるいは全国的な入居要件等を参考にしまして、不可となったものであります。

以上です。

●議長（菊地衛君） 9番市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） (1)、(2)、(3)については、特に(3)については、なるほどと理解させていただきました。

(4)について、数字をかなり言っていたんですが、ちょっと分からなかったところもあるんですが、それちょっと次の再質問の答弁の前に、もう一度、住宅の応募戸数、要するに市で応募した総数が平成27年1月から12月まで何件だったのかということ、もう一度ちょっとすみません、ちょっと書き取れなかったの、お願いします。それに対して、その応募戸数の中に、どのぐらいの人たちが、じゃあ私もというふうに出したのか、もう一度ちょっとお答えをお願いします。

それにあわせてちょっと再質問させていただくんですが、市では現在ですね、平成28年度の国の提出を求めているということで、きのうの答弁にもありましたが、他の同僚議員のですね、公共施設等総合管理計画をまとめているという最中だというふうにお話です。当然、市営住宅は、その対応が迫られる最たるものだと言えるでしょう。

今ある建物について最大限に活用したいという意思が当然市にはあると思いますが、それが果たして十分に機能しているのかということですが、例えば言いたいのは何かというと、貸したいけど貸せないと、借りたいけど借りられないといった現状があるのだとすれば、こんないたずらな話はないと思いますし、何らかの工夫と検討は必要なのかと思います。

先ほど部長の答弁にもありましたように、国土交通省の通知にもありますが、現に住宅、固定資産を、所有している人は公営住宅に入れませんよという大原則は分かります。これについては納得もします。ただ、その運用に幅がない状態なのかということですが、厳格にこの条例を解釈すればですね、どのように運用していくか、しているかは非常に重要だと思います。公営住宅法、政令、条例を読む限りでは、それは単なる原則論であって、絶対条件ではないと思われま。特ににかほ市条例はにかほ市のものであるので、その運用に工夫を施すことができ当然ではないのかなというふうに考えます。ただ、公営住宅法という厄介なものもありますが。ただ、その公営住宅法についても、保安上危険もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者や住宅の規模、設備、または間取りと世帯構成の関係から、衛生上または風教上不適当な居住状態にある者は、先ほども読みましたように入居の資格があるとされています。先ほどの部長の答弁にもちょっと入っていたんですが、他市の事例でもですね、売却や差し押さえ等により持ち家がなくなることが証明できる場合、あるいは共有名義の場合で持ち分を譲渡することが証明できる場合については、これを除くとされているようであります。

また、自治体によってはですね、この先ほど読みましたところの細かな条件なんですけど、自治体によっては、この部分を点数化し、条例の運用に幅を持たせているところもあるようです。当然それは点数化しているところはあるというんですが、それはあくまでも入居選考のための点数化だというふうにはちょっと読み取れます。つまり、応募数に対して申込者数が上回っている場合に、より公平さを保つための手段として、その点数化が行われているんだろうというふうに思います。

これまでの答弁でもお答えいただきましたけど、にかほ市で現時点まで、細部については、どちらかというと、当然なんだろうけど、ケースバイケースで対応しているというふうに捉えることができますが、ただ、そのケースバイケースにおいても、当然細かな規定というのはしきれないのかもしれませんが、私としては先ほどの入居条件も今言ったように点数化しているところもありますので、その点数化を、要するに応募者数が見て納得できるような仕組みづくりといいましょうか、ものがあってもいいのではないかなというふうに思うんですが、それがないと実際に住宅応募に対する不平不満と言ったら大変失礼なんですけど、いろいろと声が聞こえてくるわけです。要するに、その基準というか、ガイドラインというか、あるいはそういう点数化というものを、もう少し明確に細部に規定しておくのも一つの方法じゃないかなと思うんですが、答弁をお願いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは最初に、応募者数についてお答えいたします。

募集戸数は延べ326戸でありました。それに対しまして23件しかありませんでした。

それから、今現在の住宅の状況でありますけれども、実は特定賃貸住宅を入れますと、にかほ市には全部で328戸の住宅があります。そのうち、どれだけ人が入っているのかといいますと、269世帯が入居しております。つまり、43世帯が空室となっております、実は入りたいけども入れない、そういう考え方もあるんですけれども、空いている場所がですね、もう建石に集中してしまっていて、実は旧仁賀保町にある住宅というのは結構人気がありまして一杯なんです。ですから、建石住宅、それから松ヶ丘住宅も少し空いているというような状況でありまして、今のところそういう状況であります。

今後、平成23年に居住の住民の皆さん方にも配布しておるんですけども、にかほ市住生活基本計画というものを作成しております。私これ携わった関係もありまして、将来的には269戸の市営住宅にもっていきたいということ、この本を見ていただければ分かるんですけども、そういう形で今のところ計画はされています。人口減もありますし、それから老朽化等もありまして——ごめんなさい、279戸でした。——ということで、今のところ考えているところであります。

それから、点数化、入居の条件といいますか、いわゆるその選考基準の点数化なんですけれども、ほかの自治体を見ますと確かに選考委員会というものを立ち上げて、その中で不可、あるいは可につきまして決めている自治体がありました。実際、にかほ市にはそういう委員会がないということもありまして、これを契機にですね、そういうことも検討しなきゃいけないのかなということで実は担当課では今検討している状況であります。

以上です。

●議長（菊地衛君） 市川雄次議員。

●9番（市川雄次君） 今、部長にお答えいただきましたように、確かに空いてるのそうなんです。象潟地区の住宅なんです。ということもちょっと分かっているがの質問でしたので、最後にもう一度お伺いするんですが、この一般質問のきっかけをお話させていただきたいと思います。そこで、ぜひ市長の見解もお伺いしたいと思うんですが、昨年末ですね、担当の方はお分かりいただいているんですが、にかほ市平沢のアパートに障害を持つ子供と二人暮らしをしている方から次のような相談がありました。私の日常業務にのっとったものですから、このただ内容は個人的な内容で、このことについて一般質問で使ってもいいですかというお話をし、了解を得ていますので、個人名が分からないようにはいきますけれども、少し内容を掘り下げてしゃべりたいと思います。

初めて市営住宅への入居申し込みをした人によるものです。昨年の年末ですね、申し込んだ分について、12月17日に申し込んで12月18日付で住宅困窮者に該当しないためということで入居資格要件を満たしていないと判断されて、申し込みを却下する旨の通知が来ました。これは先ほど部長答弁いただいた3件のうちの1件です。この通知から入居資格要件の欠落理由、固定資産、土地及び家屋を有するため解消しない限り、いつまでも市営住宅に入居することができないということなのだろうと判断できます。

これまでの部長からの答弁からすれば、何事もなく当然の理由による結果と見受けられますけれども、私としては本当にこのままでよいのだろうかというところがあります。どうしてその方が市営住宅に、今、平沢のアパートに住んでいるんですが、市営住宅に入居、転居をしたいのかという理由については、そこはちょっと内容がディープに入りすぎるのでここでは言いませんけれども、ちょっと担当の方では分かっているとは思いますが、そういう内容なんです。実はこのケースについても現在、先ほど言いましたように、その今の現況について少し難があるのでということで市営住宅への転居を希望しているということなんです。これについて市役所窓口は何回か訪れて、そのたびに市役所の窓口がですね、きちんと対応していただいています。私としても非に値するものではないと思っていますし、逆に非常に親身になって、細かなところまで調べて対応していただいたと思っておりますので、感謝すら覚えております。

ただ、今回の申請に対してですね、先ほど答弁ありましたが、申請そのものができない3件のうちの1件だと。そういう通知を出さざるを得なかったときの職員の気持ちを考えると、逆にですね、私は忸怩たる思いだったんじゃないかなというふうに推察することができます。確かに公営住宅は低所得者向けのセーフティネットですので、ルールの厳格化をしなければ、逆に言うと不正が生まれるのかもしれない。あるいは都会で起きるような反社会集団による不正の温床になりかねないということも考えられます。しかしながらですね、だからといって、目の前に明らかに支援が必要であり、その支援を求めているにもかかわらず、不正の意図をしていることも明らかではないのですが、今回のケースのように20年近くも誰も住まない家屋について固定資産税の支払義務があるからということで、実質的に住宅の所有者であるとして市営住宅への応募すらできない。応募はしてもいいんだけど、それを却下されることについて、私自身納得しろと言われても、これを簡単に、はい納得できますよというふうにはちょっと言えないというんです。

公共施設の再編ということ、これは平成28年度中に出すということで、これはまず改革の本丸だと私も以前に申し上げたことありますが、仮に市営住宅への応募者数が多数で部屋が足りないというのであればまだしもです。比較的新しい松ヶ丘市営住宅でさえ、この時には埋まらずに空き部屋が散見されている中で、原則論に基づいて入居者申し込みすらできない。入居申し込みしても非該当として却下せざるを得ない状況のままで、果たしていいんだろうかなというふうに思わざるを得ないんです。市でもこれだけは考え、これだけ検討したけども、それでもだめだったというのなら納得もできるんですけども、現状では、まだもう少し工夫の余地があるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ市長の見解をお伺いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 部長がこれまでいろいろな縛り、そういうお話をさせていただきましたけれども、私の思いとすれば、運用の仕方に入れることができればそういう形にしたいと思いますが、ただ、また私確認しないと分かりませんが、以前は私が職員時代は、家賃収入補助というのが国からありまして、それ入居の資格、全部会計検査院がチェックするんですよ。それで、基準に合わない方が入居していると、その分の補助金は返還ということになりますから、今、変わっているかどうか分かりませんが、その当時はやはりそういう縛りがあるので、そういう厳格な形の中での入居させた記憶があります。ただ、この運用の仕方、もう少し工夫することができるのかどうか、これからさらに詰めたいと思います。

●9番（市川雄次君） 終わります。

●議長（菊地衛君） これで9番市川雄次議員の一般質問を終わります。

次に、5番奥山収三議員の一般質問を許します。5番奥山収三議員。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） 今日は最後で、午後からとばかり思っていたんですが、少々早まりまして、ちょっとこう、思わぬ展開になりましたが、私の方からはですね、事前通告していますように、環境整備及び環境美化について、この1項目につき今回は質問させていただきたいと思います。

その前にですね、私はついこの間、2月8日ですか、月曜日だったと思います。非常に心温まるというか、前向きになるようなことがありました。というのは、うちの裏に小潤漁港というものがありまして、そこにちょっと何気なく散歩に行きましたら、市の臨時の職員の方じゃないかと思うんですが、漂着ごみをきれいに掃除していました。そして、後から来たユニックのクレーン付の車にそのごみを積んでですね処理していただいた。その時に、もちろん言うまでもなく、労をねぎらう声もかけましたし、いやぁこれはありがたいと、ぜひこういうことは続けてやっていただきたいというようなことを、その方々にお話したことがあります。とてもそれから数日は非常に心がですね豊かになり、明るくなったようなこの冬空、2月8日ですから、まだ鉛色の空の下でですね非常に心が明るくさわやかになった、そういうことが先日ございました。ぜひですね、そういうことは継続していただきたいという思いでですね、今回のこの一般質問に結びつけているわけですけども、私は今までに幾度かにかほ市の観光に関連してごみ処理問題や海岸の漂着物の処理等々について質問してまいりました。幸いに現在、にかほ市はジオパーク認定に向け、官民挙げて意識高揚に努め

ている最中であります。ジオパークに認定されることは、非常に喜ばしいことで、誘客の拡大につながることももちろん期待されます。そのような中で、訪れてくれる方々へのおもてなしを思うとき、観光客を迎える側としては、心情的に、来ていただいた方へは親切で温かな対応と同時に、きれいなまち、美しい景観、それこそがおもてなしであると思います。

昨年の国民文化祭は、九州の鹿児島で行われました。にかほ市からも小滝地区に伝わる伝統の獅子舞が出演され、鹿児島で舞を演じられたということを知っています。その際、出演された方々に鹿児島の印象を尋ねてみました。ほとんどの方が同じように、とてもきれいで、ごみがほとんどない清潔なまちだったというような話をされました。この一部の方は、国民文化祭にあわせてきれいにしたのではないかなという意図のことをちょっと話していましたが、これは私事で恐縮ですが、20年前に仕事で鹿児島に2ヵ月弱滞在したことがあります。その20年前でも非常にきれいな、言ってみればごみのなかなか見当たらない非常に美しいまちだという印象を強く抱いて帰ってきたこともありました。そういうことを思いますと、多分私思うのは、県民性、もしくは市民性、そういう身の回りを清潔にする、きれいにする、自分の住んでいるところはきれいにしようという、そういう気概があるのではないかなと私は感じている次第です。

にかほ市も市が管理する道路で、傷んだ道路や雑草による見苦しい道路等の管理の充実、さらには不法な投棄によるごみの処理、または海岸への漂着物等の処理を図り、ぜひ訪れてくださる方に、きれいなまち、美しいまちと言われるようなまちづくりを、さらに強化していただきたいと思えます。

今回、先ほどお話していますように、ジオパークに認定されますと、この平成28年度には新たな熱回収施設も完成し稼働するという、節目のよい絶好の機会ですので、ぜひ市民の意識改革を含め、環境整備と環境美化を推進し、美しい清潔な市を目指すことが必要ではないかと思われます。それを行うことにより、訪れた方がきれいなまち、美しい景観として強い印象を持たれるようになることを切望し、次の質問をいたします。

一つ目に、環境整備及び環境美化に関して、市の基本的な考え方を伺います。

二つ目としましては、平成28年度の環境整備や環境美化に関する予算は、市全体でどれぐらいになるものなのか。これには市が管理する道路の維持管理費を含んでお答え願えれば幸いです。

と同時に、ジオパークに関連する整備や美化を対象とした新規事業があるのかなのか、もしあるとすれば、どれほどの予算なのか伺います。

次、三つ目に、不法投棄警告等の看板設置及び監視の強化の状況を伺います。これは括弧で参考例として、象潟町荒屋下の海岸近くに不法投棄と思われるボートが8隻あります。それと同時に、あちこち、僕が知ってる範囲では、確か今までこの看板があったのになと思うようなところを見ても、最近ちょっと見当たらない、そういう場所もまま見受けられるみたいですので、お尋ねします。

四つ目には、観光施設等で委嘱されて、ごみの回収処理をされている方の現在の状況を伺います。これには人数や稼働時間、できれば費用等も含めて答弁願えればありがたいです。

次に、五つ目として、市民の環境美化に対して、意識高揚を図るような計画をされたらどうか、伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山議員の御質問にお答えをいたしますけれども、前段で鹿児島、大変きれいだったというお話がありました。やはりそこには桜島の噴火という形の中で、火山灰が降って、みんなで力を合わせてそういうものを除去していこうという歴史があるんだろうと私は思います。ですから、そういう形の中で、市民同士が共同作業で行ってきれいなのではないかなと、私なりにそのように感じたところでございます。

それでは、はじめに、私からは1番目と5番目をお答えをさせていただきますが、2、3、4については担当の部長からお答えをさせます。

はじめに、環境整備及び環境美化に関して、市の基本的な考え方でございます。議員が御指摘のように、ごみのないきれいなまちを進めることは、まちづくりの大きな課題の一つでございます。にかほ市総合発展計画の方針の一つであります自然豊かで住みよいまちを進めるために、一つとして、豊かな自然環境の保全を図り、快適に住みよいまちづくりの推進、二つ目として、環境エネルギー問題に配慮したリサイクル等の推進、三つとして、道路や上下水道、都市ガス、身近な公園、緑地などの環境整備による快適な居住環境づくりなどを基本方針に掲げているところでございます。

また、後期基本計画では、まちづくりの重点目標の一つとして、自然環境の保全がありますが、その取り組みとしては、一つとして、自治会の協力によりクリーンアップ作戦等の実施や各種団体等の自発的な清掃活動の支援を行っているところでもございます。

二つ目としては、廃棄物の不法投棄、あるいは市民生活や事業活動における公害が発生することのないよう対策を講じ、そして不法投棄監視員等による巡回監視活動などにも取り組んできたところでございます。

しかし、ごみのないきれいなまちづくりは、行政の力だけではなし得ないわけでありますので、さらに環境美化に対する市民意識を高めながら、自治会や各種団体などと力を合わせて、ごみのないまちづくりを目指してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

なお、先ほど奥山議員からも話ありましたが、新しい熱回収施設では、海岸に漂着した流木なども処理できる能力を持っておりますので、そうしたことにも今後、力を入れてまいりたいと思っております。

それから、(5)になりますが、市民の環境美化に対して意識の高揚を図るような計画をされたらどうですかという御質問でございます。

さきに少し申し上げましたが、議員のお話のように、環境美化を進める上で大切なことは、市民の意識の持ち方と、それと行動であると考えます。毎年、春と秋の大清掃、7月の全市クリーンアップ作戦などを自治会の協力を得ながら実施をしておりますが、特にクリーンアップの際は担当職員が各地を巡回する中で市民の方から、子供からお年寄りまでみんなで力を合わせて清掃活動をしている姿はすばらしいとの御意見などもあったと伺っております。自分たちの住んでいる地域は自分たちできれいにするという意識は、こうした取り組みを通して徐々に高まってきていると、そのように考えているところでございます。

また、民間のボランティア団体や企業等の主な美化活動を若干御紹介しますと、これは平成27年度、4月からこれまでですけれども、4月28日には両前寺婦人会による集落内の市道のクリーンアップ、6月17日と10月14日にはTDK社友会による九十九島のクリーンアップ、8月7日にはTDK労働組合等による竹嶋潟周辺の市道クリーンアップ、9月29日には漁業婦人部による象潟漁港周辺のクリーンアップ、10月14日には上浜小学校全校児童による学校周辺市道・国道のクリーンアップ、10月17日には秋田エコマイスター主催による仁賀保高原のクリーンアップ、10月24日には社会福祉協議会主催によるボランティアデーとして3地区、これは象潟地区はねむの丘から仁賀保警察署間の国道、それから、金浦地区では岡の谷地グラウンドと赤石海水浴場等、仁賀保地区ではフェライト子ども科学館からトヨタレンタリース間の歩道、こうしたことをそれぞれ自主的に活動しておりますが、そうしたごみの処分料、そういうものについては減免などをして対応しておりますけれども、そのほかにも私の記憶するところでは、仁賀保ボートクラブも大量なあの三森、鈴、あのあたりの漁港のごみを処分していると、クリーンアップをしていると。いろいろな団体が、私の方に報告ない形でも、いろんな方々がクリーンアップを実施しているという状況でございます。そしてまた、県主催事業の不法投棄防止活動として、県と共同で大型の不法投棄撤去事業を行っておりますが、昨年10月14日には飛地内の波よけ石垣周辺道路の不法投棄物を飛自治会や県産業廃棄物協会等の関係団体と協力して実施もしているところでございます。

このように市民の皆さんも勤務先や各種団体、あるいはサークル等で実施する環境美化ボランティア活動への参加機会が多くなっておりますので、そうした意味においても市民の環境美化に対する意識やモラル等は、一回にはいかないにしても年々向上しているのではないかなど、そのように受け止めております。

今後も行われる市主催事業やボランティア団体等が実施する活動への支援や積極的な参加を促しながら、あるいはさまざまな活動を広報等で紹介しながら、さらなる意識の向上に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

そして、新たな試みとしては、さきの質問された議員にもお答えしておりますが、今年の8月から稼働する熱回収施設、ここではごみ焼却工程や分別、リサイクル処理などを見学する、あるいは体験できるような施設となっておりますので、自治会や各種団体、小・中学校等の社会学習等に活用していただきながら、意識の高揚にもつなげてまいりたいなど、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、(2)でございますけれども、平成28年度の環境整備や環境美化に関する予算、市全体でどれくらいになるかというお話です。

私の方からは、市民福祉部生活環境課関係の環境美化等に関連する予算について御答弁させていただきたいと思っております。

環境衛生費には、毎年行っております市内小・中学校の児童・生徒による減量・リサイクル促進ポスターコンクール関係に9万9,000円、また、清掃総務費には不法投棄監視及び不法投棄物の回収委託料や処理費、クリーンアップ等の運搬車借上代、ごみステーション整備費補助金など合わせま

して460万円、合計で469万9,000円となっております。

また、その他関連予算といたしまして、臨時職員の人件費を含むわけですが、清掃センター運営費には家庭ごみの収集、運搬、焼却、リサイクル等の分別作業に関連する予算として1億6,515万8,000円、さらに最終処分場管理費には、燃えないごみの受入、処理に係るもので1,899万1,000円などとなっております、これら総額で1億8,884万8,000円を予算化しております。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、農林水産建設部関係の予算について説明いたします。

最初に、農業関係でありますけれども、一つ目としまして、減農薬や低化学肥料、有機農業の取り組みに対する環境保全型農業直接支援補助金33万9,000円があります。

二つ目としまして、農業農村の有する多面的機能の維持、発揮の活動に対する多面的機能支払交付金8,714万7,000円があります。

三つ目としまして、中山間地域等における耕作放棄地の防止や多面的機能の確保、農業生産活動に対する中山間直接支払交付金、そのうち約5割、7,200万円を見込んでおります。

次に、林業関係では、三獄公園や九十九の森、芭蕉の森の下刈り等、管理料としまして319万円、水産業関係では、重点区域海岸漂着物等回収処理業務委託料78万7,000円、農林水産関係だけで1億6,346万3,000円と試算しております。

次に、市道関係についての予算でありますけれども、8款2項2目道路橋梁維持費6,148万1,000円を計上しておりますが、このうち道路整備以下に関する予算は、地区要望や舗装補修、側溝等の整備で工事請負費1,800万円、道路維持補修下刈り等の賃金が1,452万9,000円、道路の重機等の修繕料が800万円、道路維持委託料620万円など、約5,500万円と見込んでおります。

したがって、農林水産建設部関係は、合わせますと2億1,846万3,000円と試算しております。以上です。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、商工観光部関係について御説明をいたします。

商工観光部関係につきましては、(2)と(4)について答弁をいたします。

はじめに(2)でございますけれども、観光関連予算では、予算書の114ページ、7款2項2目観光施設費、それと同じく117ページ、7款3項2目公園管理費が御質問の趣旨に沿った予算になるかと考えております。それで、観光施設費の方でございますけれども、臨時雇用対策賃金といたしまして1,370万円ほど計上してございます。また、公園管理費におきましては、総額約7,000万円を計上しております。これらを含めまして約8,500万円が環境整備等に係る経費かと考えております。

(4)でございますけれども、観光施設等で委嘱されてごみの回収処理をされている方の現在の状況についての御質問でございますけれども、観光施設というものに限った場合、ごみの回収処理を委託している施設は、道の駅象潟ねむの丘、1施設のみでございます。道の駅象潟ねむの丘では、市内事業者との間でごみ処理業務委託契約を締結しておりまして、年間委託料が約75万円となっております。

委託業務の内容でございますけれども、施設前に設置しているごみステーションから運搬処理業

務とごみステーションの清掃等を行っております。繁忙期は毎日、閑散期には二、三日ごとに作業を行っているという状況でございます。

それから、もう一つはまなすの方でございますけれども、これは従業員が処理施設へ直接搬入をしていると、持ち込んでいると、こういう状況でございます。

その他の公園等の施設でございますけれども、日常の清掃等のごみは管理人、あるいは市の作業員による対応というふうになってございます。この観光課では約50カ所に及ぶ公園や観光施設の維持管理を行っておりますけれども、これにつきましては市直営の臨時職員による作業員、これが11名で24カ所カバーしてございます。草刈り、芝刈り、樹木の手入れというのが主な作業になっております。

あと、管理人を配置している施設、これが9カ所、25人ほどになります。

あと、町内会に委嘱しているのが、公園が5カ所、その他あと海水浴場等の監視員を配置している、こういう状況でカバーしてございます。

以上です。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） 教育委員会関係としては、主なものが九十九島であります天然記念物象潟関係ということで、こちらの方は現予算においては平成28年ですけれども、192万7,000円ほどの予算を措置してございます。

また、このほかに教育委員会として学校、あるいは各施設等の環境維持に努めることとして作業員2名を雇用してございます。これについては、賃金と自動車の燃料代等、合わせましておよそ400万円ほどの予算となっております。

以上です。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） ジオパーク関連、これについてお答えをしたいと思います。

本市の予算の中にジオパークに関連する環境整備、美化関係の予算はございません。ただ、そのジオパークの協議会、事務局の新年度平成28年度の取り組みとして、地域住民のジオポイント、ジオサイトの保全意識を醸成するために民間団体、学校などが実施する保全活動、その経費の一部を助成しようと現在検討しているところでございます。これに係る予算は80万円ほど見込んでおります。

対象となる活動でございますが、清掃活動、巡視活動、維持活動、補修活動、こういったものが考えられますけれども、支援経費等の詳細については、この後、協議会の保全部会で検討をして決定をしていきたいと、そのように考えております。

取り組み方としては、公募形式になるのかなというふうに考えております。

ジオパーク関係については以上でございます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは私の方からは、(3)にございます不法投棄警告等の看板設置及び監視の強化の状況ということでございます。

最初に、不法投棄警告等の看板につきましては、市の生活環境課で保管している状況でございます。看板設置につきましては、不法投棄場所等警告が必要な場所に、そういう場合がございます場合は、現地に職員が出向きましてまたは不法投棄監視員が直接設置しているというような状況でございます。

また一方、自治会等からの要請があった場合は、自治会の方で必要な箇所に設置しているというような形で対応しているところでございます。

次に、監視強化の状況についてでございますが、不法投棄監視員10名の方々がそれぞれの担当地域を二人一組で月三日程度巡回しながら不法投棄防止に努めているところでございます。

また、今年度から市内の良好な環境を保持することと、さらなる不法投棄防止効果を拡大するため、超神ネイガー、ジオン、アラゲ丸の3人を不法投棄監視員に委嘱しまして、ネイガーら3超神を不法投棄看板に採用して看板を製作いたしまして、監視員による通常の巡回とあわせて監視強化の一環として活用しているところでございます。

あわせて、御質問の括弧書きがございますが、参考例として象潟町の荒屋下の海辺近くに不法投棄と思われるボート8隻ありという参考のお話がございます。担当課でもこの件については確認をしております。このボートにつきましては、担当の方で見たところでは9隻ということで確認はできたところでありまして、9隻が5ヵ所程度に分散されて置かれているというところでございます。その内訳といたしましては、にかほ市と秋田県漁業協同組合が漁港関連用地として賃貸契約締結している土地には4隻がございました。それ以外の市有地には2隻がございました。さらに秋田県の所有する土地に3隻というような形でボートが置かれている状況でございます。現在、漁協の方と相談しながら、所有者が判明しているものも一部ありますけれども、まずはそのボートの持ち主を探している状況でございます。今後漁協等との関係機関と調整を図りながら必要な対応をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

●議長（菊地衛君） 5番奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 細かな答弁ありがとうございます。幾つか再質問させていただきたいと存じます。

先ほどちょっとお話したように、昼からと思ったんで、ちょっと慌てましてですね、ちょっとなんですけど、まず市長の答弁にありました流木も処理できるような熱回収施設、そういうものになるんだということで、非常に期待できるものであると思いますので、これはぜひですね流木も今後、順調に処理していただくよう、まずそれはお願いしておきます。

それと、先ほどちょっとこれ前後します。答弁の方もちょっと前後されたんで、僕も何ですが、まず一つはですね、その不法投棄警告等の看板設置、これは今までですねあったようなところを見ましても、何かそれらしきものが見えなくなって、もちろんこれは古くなって処分の対象に、処分というか撤去の対象になったものかもしれませんし、目立つのはですね、魚介類を獲ったらいけませんというような看板が非常に目立ってきてまして、それと反比例して不法投棄の方がちょっと目立たないかなという気がしてきました。それで、もう一度ですね、これを市内全域を、この機会にで

すね、先ほど来言っているようにジオパーク認定、そういうような機会ですので、一度見直してです、必要などころにはちゃんと設置するというような考え方をさせていただければありがたいなと思っております。

それから、傷んだ道路に関して、ちょっと僕もここに書いているわけですがけれども、例えば前川象潟線ですか、あの部分とか、それから旧国道のバス通り、象潟町で言えばですね、そういうあたりが非常に、これはもちろん冬期、冬場になれば傷むのは分かるんです。ですけれども、できるだけ早急にですね対処していただくように、ぜひお願いしたいと思います。

それから、あと、5番のですね環境の美化に関する意識向上を図るような計画ということで、僕も確か何年か前に、この同じようなことを言っているんですけれども、例えば、もう少し一歩踏み込んで、別にその義務的なことはさておいて、月一度に美化デーとかそういうものを設けて、皆さんに身の回りのことをちょっと清潔にしましょうというような働きかけとか、呼びかけ、そういうものも必要でないのではないかなと思います。確かに年々意識も向上しているのは分かります。ですから、そういうことを含めてですね、もう一度そういうことを検討されたらどうかお伺いします。

先ほどいろんなボランティア関係、ほかの団体、各種団体の活動、それも市長の方から説明されました。TDK社友会というの、僕も関連していますので、そちらの方にその話も聞いていることもございます。ですから、よりこう進んだ形で美化を、環境美化整備、そういうものを踏み込むとすれば、ぜひそういう月一の環境美化デーとか、そういうものを設けてもいいのではないかなという気がいたします。それで、ちょっとその件に関して再質問させていただきます。

それからですね、先ほどにちょっと答弁ありました海水浴場等のその何ていうんですか管理、それは町内会の方たちをお願いしているという話もありましたけれども、冬場、観光シーズンであれば、やはりですね、何か今までは1人だったというような話聞いてるんですね、管理されている方が。砂浜の方1人と、あとごみの方、あそこに更衣室がございます。それ1人というようなことを聞いているんですけれども、シーズンオフはさておいて、海水浴シーズンになると、やはりちょっと1人ではきついかなと、海水浴シーズンと言わずにもう、暴風柵の撤去された段階で次の秋の暴風柵の設置の間まで、確か5月の連休にあわせて撤去するんですかね、それから11月の中ごろですか、それを設置すると。その間の七、八ヶ月くらいはですね、やはり1人ではちょっときついのではないかなと思うんですが、その辺の考え方をどうされているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

それと、前後して申しわけございません。ジオパークに関しては、今後のことですので、ぜひまずこれから認定された暁には、環境整備、もしくは環境美化にも、またさらなる力を入れていただくようお願いしたいと思います。

今言ったその点について、もう一度御答弁願えれば幸いです。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 再質問の中で環境デーを創設したらどうかという御質問でございますけれども、そういう日を設定して、どういうことをやるかということも大切なわけですが、昔はね、春・秋の清掃、これは象潟の場合は職員も一緒に、自治会の役員の皆さんと一緒に、一軒一軒回っ

て、ここの家はきれいだから金賞を貼ったりね、そういうこともやった歴史があるんですけどもね、最近はどうやらなくなりましたが、そういうことも含めて、どう住民の皆さんに意識づけしていくか、このあたりもちょっと工夫して検討したいと思います。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） そうすれば、海水浴場の件でございますけれども、海水浴場には監視員を張りつけるほか、象潟海水浴場につきましては管理人1名、それからトイレ掃除の方1名を張りつけてございます。管理人につきましては、時間を調整をして業務についてきていただいておりますけれども、この時間を調整をして、時間を延長するなどして対応していきたいというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 不法投棄の看板について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 不法投棄の看板が最近見えなくなっているような状況があるというようなお話でございました。

確かに、これまで合併後、200枚程度作りまして、187ヵ所程度設置をしている状況でございます。合併以前にはそれ以上あったでしょうし、当時からの年月を見ますと、朽ちてしまったようなものもあるかもしれません。

ただ、この後の対応ですけれども、先ほどもお話をしましたけれども、一つは不法投棄監視員の皆様がいらっしゃいます。やっぱり一番現場を知っている皆さんですので、もう一度その不法投棄の場所の話をしていただきながら看板設置について、我々ふだん見えない部分ですので、不法投棄監視員の皆さんから御意見を伺って対応したいと思いますし、また、自治会の皆さんからも改めましてそういう箇所がないかどうかお伺いしながら、必要な場合は対応するというような考え方でこの後進めてまいりたいと思います。

●議長（菊地衛君） 5番奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 答弁ありがとうございます。道路の方は、僕は先ほど極力迅速に、冬場はなかなか大変だと思いますので、雪解けと同時ぐらいにですね道路の方の補修関係をやっていただければ非常にありがたいと思います。

それと、これは最後になりますが、一つだけ提言というかお願いというか、先ほどちょっとボートの不法投棄されているその荒屋下でですね、ボランティアの方がきれいにいつも砂浜の掃除をしてくれているんですが、その方が燃えないごみなんかをちょっと上の方へ持ち出しやすいように固めてある、まとめてある箇所がございます。それはなかなかいつ行ってもそのままなっていますので、できるだけ早くですね市の方も処理していただくよう、私の方からお願いしておきたいと思います。

繰り返しになりますが、やはりこれは誰でも汚いよりはきれいな方が、すごく気持ちがいいわけですよ。前向きになりますし、非常に明るいい気持ちにもなります。ですから、極力汚れているところは、みんなできれいにしましょうよと、そういうその意識を持ってですね、このまちを、市を盛り立てていかなければいけないのではないかと思いますので、その点を考慮していただいて、ぜひ環境整備に関しては前向きに進んでいっていただきたいと、これを切にお願いして一般質問を終

わります。

●議長（菊地衛君） これで5番奥山収三議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後0時09分 散 会

---